平成２１年（フ）第３２２６号
札幌市手稲区富丘５条４丁目13番30号　第１コーポ藤102号
債務者　小坂あづさ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２５８号
札幌市白石区栄通６丁目１番20号　パレーシャル栄通２―10号
債務者　田子いづみ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２７３号
札幌市白石区栄通７丁目７番32―302号
債務者　上林　勝幸
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２７９号
札幌市清田区美しが丘５条９丁目７番８号
債務者　佐藤こずえ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２９９号
札幌市西区発寒12条１丁目１番15―805号
債務者　相澤　正己
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３１３号
札幌市東区北42条東１丁目５番18号　レオパレス麻生アーバン102号
債務者　舛澤　禎子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３２５号
札幌市白石区北郷２条５丁目５番18号　第３松本ハイツ６号
債務者　村田　正志
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３３５号
札幌市厚別区大谷地西５丁目２番１号　パスウェイ参番館305号
債務者　石橋　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３４６号
札幌市北区新川714番地２　医療法人社団朋友会　石金病院内、住民票上の住所札幌市西区二十四軒２条４丁目４番18号　グリーンテラス24Ａ―211号
債務者　中村　哲幸
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８号
北海道伊達市山下町159番地43　セゾンいちいＡ号室
債務者　疋田　信仁
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
北海道室蘭市宮の森町３丁目２番４号
債務者　早坂ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
北海道登別市鷲別町２丁目９番地４　めぐみマンション101号室
債務者　石橋　昭二
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
北海道登別市富岸町３丁目34番地31
債務者　結城　勝広
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
岩手県北上市下鬼柳17地割59番地22
債務者　佐藤　　一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１０４号
岩手県奥州市前沢区あすか通２丁目５番地23
債務者　飯倉美千子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第２１７号
福島県いわき市東田町金子平１番地の３
債務者　鈴木　有美（旧姓上遠野）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２２１号
福島県いわき市小川町上小川字山神前14番地の１
債務者　田代　哲男
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２２２号
福島県いわき市小川町上小川字山神前14番地の１　田代方
債務者　村田　安江
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部